

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第四課

1. 案件名（国名）

国名：ギニア共和国

案件名：カポロ漁港整備計画

The Project for the Construction of Kaporo Artisanal Fishing Port

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの現状と課題

ギニア共和国沿岸部は西アフリカ最大の大陸棚を有する好漁場であり、水産開発の高い潜在性を有している。当国の海面漁業の生産量は約 19.2 万トンであり、海面漁業従事者の 9 割超を零細漁民が占める（2013 年、ギニア共和国 Bulletin statistique）。一方、零細漁業の生産量は海面漁業生産量の約 6 割にとどまっており、漁業生産性の安定化のためには零細漁業の生産性向上が課題となっている。

当国政府は、「漁業養殖政策枠組文書」（2016 年～2020 年）及び「漁業養殖投資計画」（2016 年～2020 年）を策定し、漁業活動及び水産物の付加価値化を促進するとともに、水産物保存・流通の強化による食料安全保障の改善に向けた取り組みを進めている。零細漁業については、特に水揚げ場開発、流通改善、品質管理や水産物付加価値化を進めることとしている。

当国においては、零細漁業の生産性向上に向けて、ブルビネ漁港、テメネタイ漁港等、主に首都コナクリ市南西地域に集中して整備を進めてきている。しかし、既存の零細漁港が過密になっていること、加えてコナクリ市東部地域における急激な人口増加に伴い消費需要が高まっていることより、新たな漁港の整備が必要となっている。

(2) 当該国における水産セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

カポロ漁港はコナクリ半島の北部で最も大きな零細漁業拠点の一つであり、人口増加が著しい地域にも隣接していることから、零細漁業従事者とともに消費者にとっても重要な拠点として位置付けられている。しかし、現在、同漁港は水揚護岸や冷蔵施設、加工施設等の基本的な施設が整備されておらず、満潮時等に利用が制限されるなど非効率な水揚作業かつ不衛生な環境下での水産物加工・流通が行われており、水産物の品質低下の原因となっている。

カポロ漁港整備計画（以下「本事業」という。）は、同漁港における水揚げ・水産物取扱保蔵施設等の整備を通じて、衛生環境と労働環境の改善を図るものであり、上記政策文書においても重要なコンポーネントとして位置付けられている。

(3) 水産セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ギニア共和国の事業展開計画（2011 年 8 月）では、開発課題として「持続的農業・農村開発及び食料安全保障の実現」を掲げており、本事業は水産物の生産性向上を通じて食料安全保障に資することから、本事業は同方針に合致する。

なお、我が国は、これまでに無償資金協力「コナクリ市ケニアン魚市場建設計画」（2002 年、8.10 億円）、「ブルビネ零細漁港改善計画」（2008 年、7.69 億円）にて魚市場の建設や

漁港整備を行っているほか、開発調査型技術協力「零細漁業開発計画調査」（2000年～2003年）にて零細漁業振興マスタープラン策定支援を行っている。

(4) 他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行は、コナクリ市の主要水揚げ場（ボンフィ、ディキシン、テメネタイ）の整備を実施した（1987年～1993年）。フランス政府はフランス開発庁（AFD）を通じ、海面零細漁業の技術支援や養殖場建設を実施した（1999年～2004年）。モロッコ政府は、ボンフィ、テメネタイの水揚げ場整備を実施した（2015年～2016年）。なお、本事業との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、カポロ漁港において水揚げ・水産物取扱保蔵施設等を整備することにより、衛生環境と労働環境の改善を図り、もって漁業コミュニティの生計活動の改善と地域住民への衛生的で良質な水産物の提供に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

コナクリ市 ラトマコミュン カポロ地区

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

【施設】水揚護岸（約109m）、船揚場（スリップウェー）、荷捌場（約232m²）、船外機修理場（約75m²）、管理事務所兼水産物保蔵棟（2階建）、燻製施設、高置水槽塔・給水ポンプ室、公衆トイレ、駐車場、アクセス道路、他

【機材】漁獲物保管用機材（保冷箱、チェストフリーザー）、台秤、船外機修理用工具

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理。ソフトコンポーネントは、漁港の運営・維持管理組織に対し、運営・維持管理の基本ルールの策定、課金・会計・財務処理方法の策定、各種施設・設備の維持管理技術指導、民間製氷施設の誘致支援を行う。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 13.56 億円（概算協力額（日本側）：12.19 億円、ギニア共和国側：1.37 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017年8月～2020年7月を予定（計36か月）。施設の供用開始時（2019年7月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

漁業養殖海洋経済省（Ministère des Pêches, de l'Aquaculture et de l'Economie Maritime : MPAEM）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 B

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受け

やすい地域に該当しないため。

③ 環境許認可

本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、実施機関である MPAEM が作成し、2018 年 4 月に環境・水・森林省から環境認可を受ける予定。

④ 汚染対策

工事中の水質汚濁については、工事業者による海岸工事の際のオイルフェンスの設置・工機の整備により、影響は限定的となる見込み。騒音・振動については、低騒音・低振動の重機を使用するほか、騒音遮蔽壁等の防音策を講じる。供用後の悪臭及び水質汚濁については、ゴミ処理委員会によるゴミ処理を継続して実施し、トイレへの浄化槽の設置等を行う予定。

⑤ 自然環境面

事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域又はその周辺に該当せず、自然条件への望ましくない影響は最小限であると想定される。

⑥ 社会環境面

本事業により、25 世帯、51 人の非自発的住民移転、34 店舗の経済移転、及び 2,749m²の用地取得が発生するが、JICA ガイドラインに沿って作成された簡易住民移転計画に基づき、再取得価格での補償及び支援がなされる予定。また、工事中に漁船等の一時移転を要する漁業関係者（零細漁民、仲買人等）に移転支援がなされる予定。なお、本事業に係る住民協議では、事業実施に対する特段の反対意見は確認されていない。

⑦ その他・モニタリング

工事中の水質、騒音・振動等については、MPAEM の監督の下、工事請負業者がモニタリングを行う。供用後の悪臭、廃棄物については、MPAEM がモニタリングを行う。住民移転及び用地取得については、移転中・移転後共に、MPAEM が中心となりモニタリングを行う。

2) 貧困削減促進

特になし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

特になし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

個別専門家「水産行政アドバイザー」（2014 年～2017 年）を漁業養殖海洋経済省へ派遣し、水産政策及び開発計画の調査・分析を踏まえた助言・指導を行っており、本事業実施準備にあたっては、先方負担事項の実施促進等の側面支援が期待される。

(9) その他特記事項

特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

- ① MPAEM により、本事業を通じて整備する施設への上水道への接続に加え、殺菌処理された井戸水が供給される。
- ② MPAEM により、アクセス道路の整備に必要な都市国土整備省の同意書が取り付けられる。

- ③ MPAEM により、プロジェクトサイト内の住民移転・商業移転、零細漁港の漁業従事者への一時移転に関する補償手続きが滞りなく行われる。

- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件
特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

- (1) 類似案件の評価結果

ギニア共和国向け無償資金協力「ブルビネ零細漁港改善計画」の事後評価等（実施年度 2013 年度）では、供与された製氷・冷蔵施設において、技術者による維持管理に必要な知識・技術習得が不十分なこと、スペアパーツの入手が困難なことが挙げられており、製氷・冷蔵施設の整備を検討する際には、維持管理体制とスペアパーツの入手経路の十分な確認が必要との教訓を得ている。

- (2) 本事業への教訓

本事業でも製氷・冷蔵施設が要請内容に含まれていたが、日本製機材の維持管理の困難性に加え、要請当時（2012 年）に比べ民間製氷企業の進出が進んでいることが明らかとなったため、要請のあった製氷・冷蔵施設はコンポーネントから除外し、ソフトコンポーネントにより民間製氷施設の誘致支援を行うこととして、先方と合意している。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

- (1) 妥当性

当国政府は、「漁業養殖政策枠組文書」（2016 年～2020 年）及び「漁業養殖投資計画」（2016 年～2020 年）を策定し、漁業活動及び水産物の付加価値化を促進するとともに、水産物保存・流通の強化による食料安全保障の改善に向けた取り組みを進めている。カポロ漁港はコナクリ半島の北部で最も大きな零細漁業拠点の一つであり、本事業は右政策文書においても重要なコンポーネントとして位置付けられている。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2016年実績値)	目標値(2022年) 【事業完成3年後】
水産物取扱いに適した衛生的な環境下での氷蔵水産物(鮮魚量)の取扱量(トン/月)	0	盛漁期(2月-3月): 63 貧漁期(7月-9月): 2
水揚岸壁の利用により労働負荷が軽減された漁船数(隻/日)	0	50
燻製効率が向上した改良型燻製窯を使用した女性燻製従事者数(のべ人数/月)	0	盛漁期(2月-3月): 2,083 貧漁期(7月-9月): 1,142
既存の水揚場エリアにおける満潮時の利用可能面積(m ²)	2,391	4,439
屋根の下で漁網修理ができる面積(m ²)	196.6	320.0

2) 定性的効果

- ① 漁港施設の衛生状況や混雑状況が改善する。
- ② 共同燻製作業を行う女性の健康被害リスクが低減する。
- ③ 水産物の品質改善により販売市場が多様化する。
- ④ 漁業従事者、荷受人、水産加工業者の生計活動が持続的に行われる。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

・ 事後評価 事業完成3年後

以 上